

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第一回）
議事次第

平成 31 年 3 月 26 日（火）17:30～18:30
経済産業省本館地下 2 階講堂

開 会

1. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の設置について
2. 特定技能外国人材受入れ制度について
(法務省からの説明)
3. 製造業における外国人活用の取組について
(各業界における優良事例の紹介)
4. 意見交換

閉 会

配付資料：

- 資料 1 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の設置について
資料 2 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領
資料 3 特定技能外国人材受入れ制度について【法務省】
資料 4 各業界からの説明資料

資料 1

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の設置について

平成31年3月26日

経済産業省が、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業を所管する立場から、製造業特定技能外国人材受入れの適正な実施のために、本協議・連絡会を組織する。

名 称： 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

設 置： 平成31年3月26日

目 的：

構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献すること

協議・連絡事項：

- ①外国人の受入れ状況及び課題（地域差に係る状況及び課題を含む。）並びに対応方策
- ②不正行為の抑止に資する取組・防止策
- ③その他外国人材の適正な受入れ及び外国人の保護に資する情報・取組

構成員：

- ① 経済産業省
- ② 法務省、外務省、厚生労働省及び国家公安委員会
- ③ 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業の特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする者
- ④ 地方公共団体、経済団体その他の団体であって、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

運営要領：別紙のとおり

議事：原則公開

事務局：経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課
(製造産業局素形材産業室、産業機械課及び商務情報政策局情報産業課がこれを助ける)

以上

資料 2

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 運営要領

平成 31 年 3 月 26 日

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)に基づき、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「協議・連絡会」という。）の組織及び運営に關し、次のように定める。

(目的)

第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献することを目的とする。

(組織)

第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
- 二 法務省、外務省、厚生労働省及び国家公安委員会（以下「制度関係機関」という。）
- 三 素形材産業分野、産業機械製造業分野及び電気・電子情報関連産業分野（以下「製造業 3 分野」と総称する。）の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関

四 地方公共団体、経済団体その他の団体（前号に該当する機関を除く。）であって、協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

- 2 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして協議・連絡会に加えることができる。
- 3 経済産業省は、協議・連絡会の構成員の名簿を経済産業省ホームページにおいて公表するものとする。

（構成員の義務）

第三条 前条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、協力をを行うものとする。

- 2 前条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び調査に協力するよう、努めるものとする。

（主宰）

第四条 協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が共同で主宰する。

- 2 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は会務を総理し、協議・連絡会を代表する。
- 3 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長に事故その他やむを得ない事情があるときは、経済産業省大臣官房審議官（雇用・人材担当）がその職務を代理する。

（事務局）

第五条 協議・連絡会の庶務は、経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課が共同で処理し、製造産業局産業機械課、素形材産業室及び商務情報政策局情報産業課がこれを補助する。

(会議の招集)

第六条 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
- 3 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

(協議・連絡等)

第七条 協議・連絡会は、製造業3分野の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れ状況、課題及び不正行為の状況並び対応策
- 二 特定技能外国人受入れに係る優良事例
- 三 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置
- 四 その他特定技能外国人の適正な受入れ及び外国人保護に資する情報及び取組
- 2 会議において、構成員は、オブザーバーの意見を求めるができるほか、オブザーバーは自ら意見をることができる。

(議事の公開等)

第八条 会議は、原則として公開とする。ただし、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が、会議の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、議事を公開しないこととした理由を公開するものとする。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場合は、この限りでない。

(分科会の開催)

第九条 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、製造業3分野及び地域における人手不足の状況その他の製造業3分野の特定技能に係る在留制度を取り巻く状況を踏まえ、協議・連絡会に、地域別又は分野別の分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。
- 一 経済産業省
 - 二 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が参加を依頼する制度関係機関
 - 三 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が指名する者（第2条第1項第3号又は第4号に該当するものとして協議・連絡会の構成員となった者に限る。）
- 3 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして分科会に加えることができる。
- 4 分科会を置く場合、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、この運営要領とは別に、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長に代わり会務を総理する者その他の分科会を開催するために必要な事項を定めることができる。
- 5 第6条及び前条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長」とあるのは「経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長に代わり会務を総理する者」と読み替えるものとする。

(入会)

第十条 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第1項第3号又は第4号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならぬ。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者は、第2号に掲げる事項を届け出ることを要しない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所及びその住所並びにその事業所で行う産業の分類（製造業3分野に該当する産業に限る。）

三 その他別に定める申請様式で定める事項

- 2 第2条第1項第3号に掲げる者は、前項の届出の際、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号イからワのいずれにも該当しない旨の申出書及び第3条第1項の規定を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。
- 3 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、次に掲げる場合には、第1項の届出を行った者（第2条第1項第3号に掲げる者に限る。）が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。
 - 一 第1項の届出を行った者に係る特定技能外国人を勤務させる事業所において、製造業3分野に該当する産業を行っていないと認めるとき
 - 二 第1項の届出を行った者が、第14条第1項第1号から第3号のいずれかに該当するものとして同項の規定により除名された日から一年を経過しない者であるとき
- 4 経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、協議・連絡会の目的に鑑み、第1項の届出を行った者（第2条第1項第4号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会

の構成員とすることが著しく適当でないと判断した場合には、第1項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

(変更)

第十一條 協議・連絡会の構成員は、前条第1項の規定により事務局に届け出た事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

(構成員資格の更新)

第十二條 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となつた者は、毎年度、事務局が行う構成員資格の更新の意思の確認に対し、更新の意思を表示することをもって、その構成員資格を更新するものとする。

- 2 前項の表示を行わない者は、その構成員資格を失う。
- 3 事務局は、構成員に対するその他の事項の調査等と合わせて、第1項の確認を行うことができる。

(退会)

第十三条 協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、製造業3分野の特定技能外国人を現に雇用している特定技能所属機関は、当該特定技能外国人を雇用する間、退会を届け出ることはできない。

(除名)

第十四条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となつた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、当該構成員を除名することができる。

- 一 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第4号イからワのいずれかに該当することとなったとき
 - 二 第3条第1項の規定に違反したとき
 - 三 不正の手段により構成員になったとき
 - 四 事業内容の変更等により、第10条第1項の規定に基づき届け出た同項第2号に掲げる事業所（第11条の規定により変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の第10条第1項第2号に掲げる事業所）の全てにおいて、製造業3分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 2 第2条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、当該構成員を除名することができる。
- 3 第1項の規定により、第2条第1項第3号に該当するものとして構成員になった者を除名した場合であって、事務局が特定技能外国人の適正な受入れ及び保護のために特に必要と認めるときは、除名した事実を直ちに法務省に報告するものとする。

（協議・連絡会と制度関係機関の連携）

第十五条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

（雑則）

第十六条 前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に關し必要な事項は、事務局において別途定める。

新たな外国人材の受入れについて



平成31年3月
法務省入国管理局

最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

【資料(目次)】

1 外国人材の受入れ体制	1
2 制度概要 ①在留資格について	2
3 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	3
4 新たな外国人材受入れ制度(外国人材用)	4
5 新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)	5
6 特定技能における分野別の協議会について	7
7 新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用)	8
8 主な提出書類一覧	10
9 届出・報告一覧	12
10 在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置	15
11 新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)	16
12 参考資料	17

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策、211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援
就職支援プログラム認定、介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進に向けた取組
日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）
就労資格外外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針（14分野）



特定技能外国人

新設

技能実習法



技能実習生

- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
 (14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

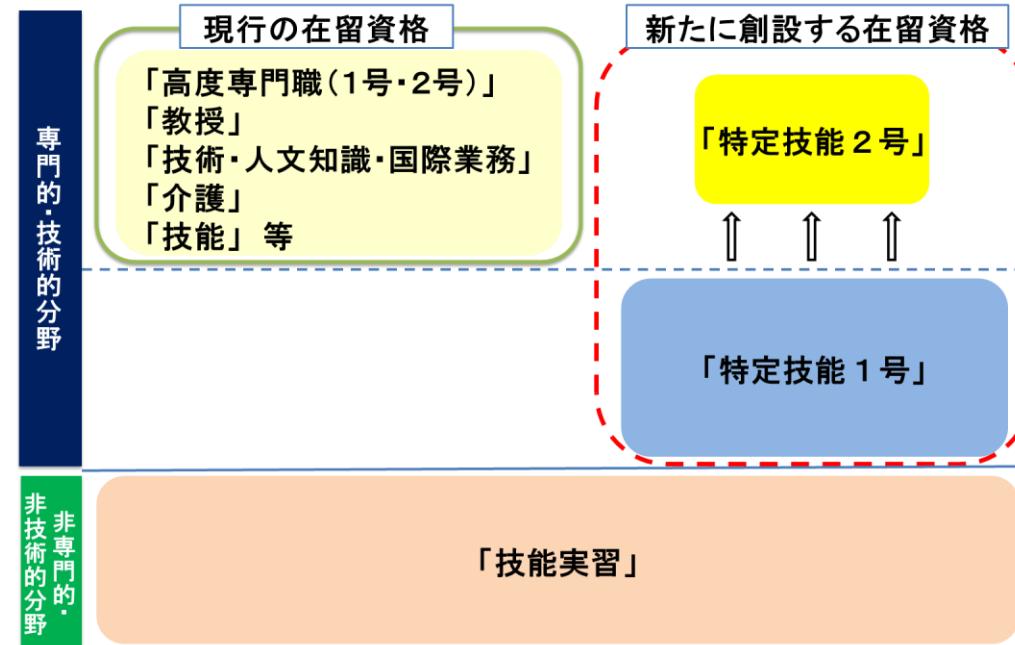
特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

就労が認められる在留資格の技能水準



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託也可。
全部委託すれば③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

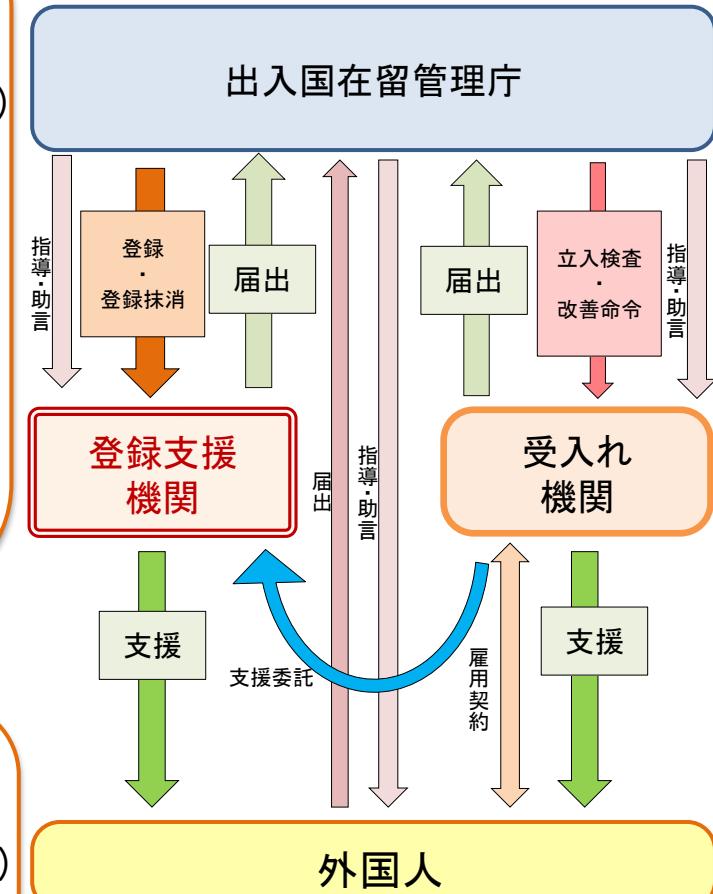
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

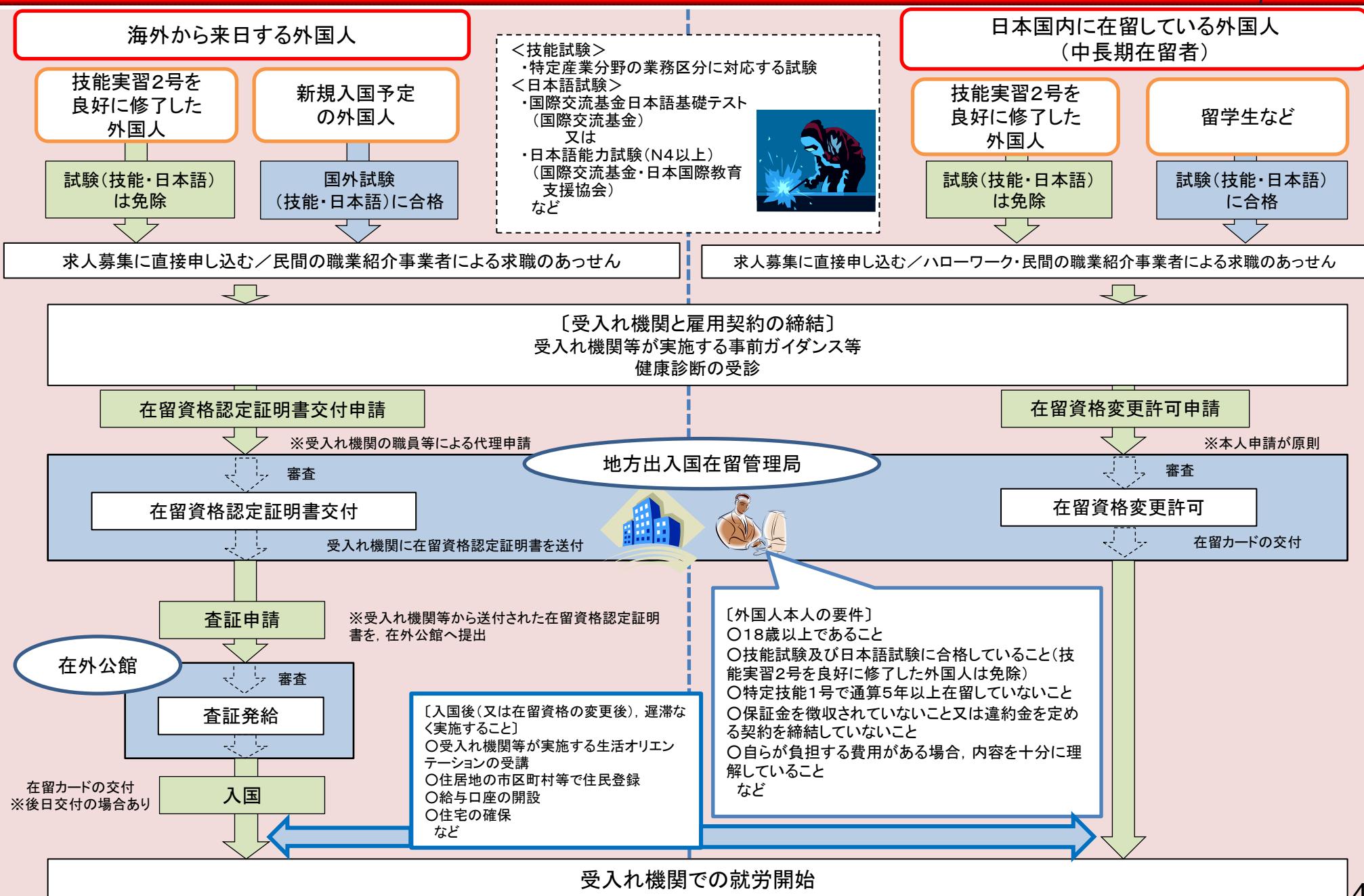
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



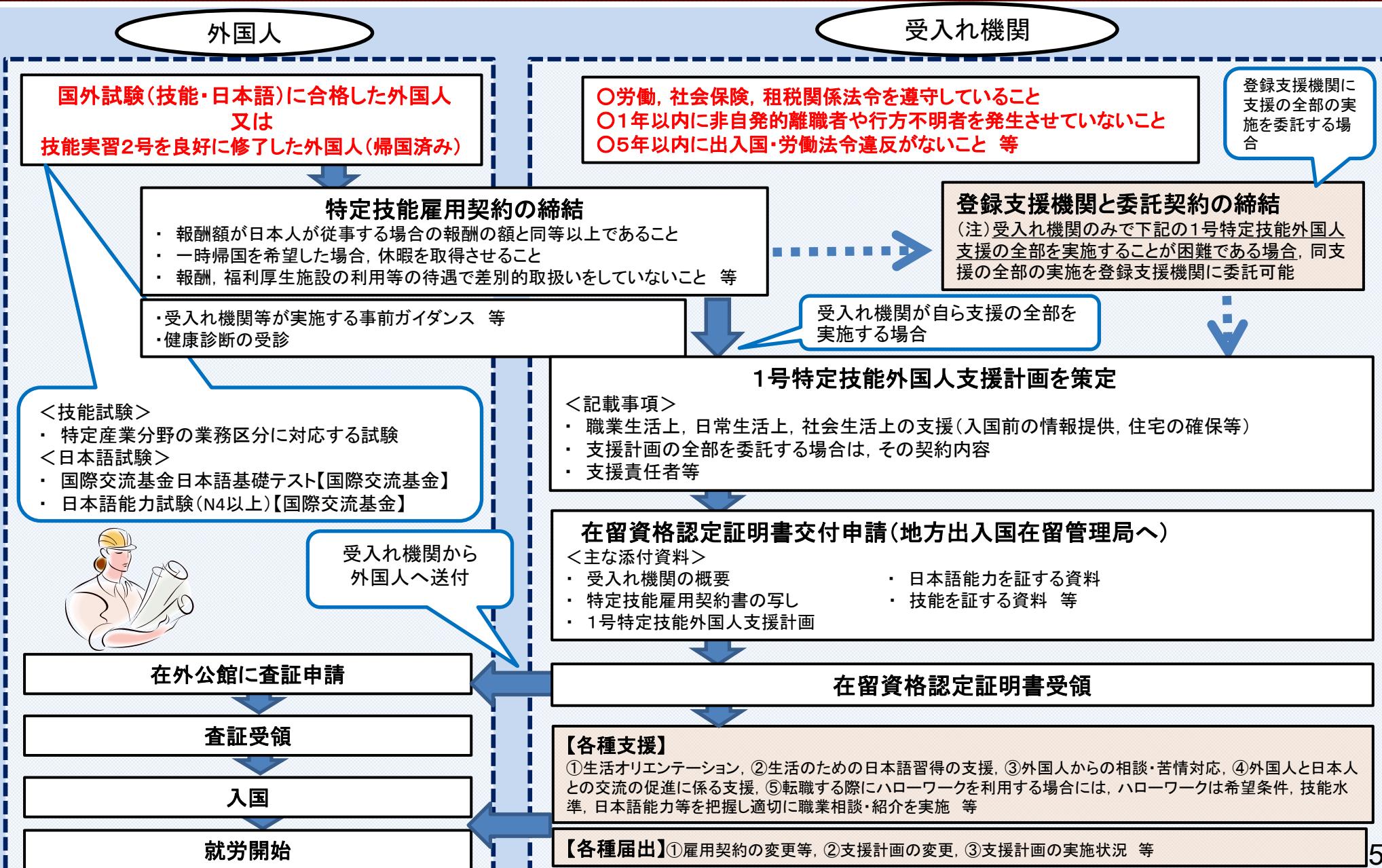
新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） (海外から採用するケース)



法務省
Ministry of Justice



外国人

国内試験(技能・日本語)に合格した外国人
又は
技能実習2号を良好に修了した外国人(在留中)

○労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
○1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
○5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

特定技能雇用契約の締結

- ・報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
- ・一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- ・報酬、福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等
- ・受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
- ・健康診断の受診

登録支援機関と委託契約の締結

(注)受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人支援の全部を実施することが困難である場合、同支援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

<技能試験>

- ・特定産業分野の業務区分に対応する試験

<日本語試験>

- ・日本語能力試験(N4以上)

【国際交流基金・日本国際教育支援協会】

1号特定技能外国人支援計画を策定

<記載事項>

- ・職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援(在留資格変更許可申請前の情報提供、住宅の確保等)
- ・支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容
- ・支援責任者等



在留資格変更許可申請(地方出入国在留管理局へ)

<主な添付資料>

- ・受入れ機関の概要
- ・特定技能雇用契約書の写し
- ・1号特定技能外国人支援計画

- ・日本語能力を証する資料
- ・技能を証する資料 等

- ・原則は外国人本人による申請
- ・受入れ機関の職員は、地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合、申請を取り次ぐことが可能

在留資格「特定技能1号」
へ在留資格変更

【各種支援】

- ①生活オリエンテーション、②生活のための日本語習得の支援、③外国人からの相談・苦情対応、④外国人と日本人との交流の促進に係る支援、⑤転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

就労開始

【各種届出】①雇用契約の変更等、②支援計画の変更、③支援計画の実施状況 等

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受け入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受け入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受け入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



登録支援機関になろうとする個人又は団体

④登録後

登録支援機関

①登録申請

※持参又は郵送

③登録通知

※登録簿に登録

地方出入国在留管理局

②登録の要件確認



届出
(支援実施状況、
変更事項等)

・指導・助言
・報告又は資料の
提出要求
・登録の取消し

支援委託契約
(支援計画の全部の実施を
委託)

1号特定技能外国人支援計
画の全部の実施

受け入れ機関

雇用
契約

1号特定技能
外国人

登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受け入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局(空港支局を除く。)
申請方法	持参又は郵送
申請書類	<ul style="list-style-type: none">○登録支援機関登録申請書(様式は法務省ホームページ(注)に掲載予定)○収入印紙(申請手数料)○(個人の場合)住民票の写し 等○(法人の場合)登記事項証明書, 定款又は寄付行為の写し, 役員の住民票の写し 等 <p>※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ(注)にて公表予定</p>

(注)2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
 - 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者(就労資格に限る。)の受け入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者(就労資格に限る。)の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
 - 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
 - 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
 - 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
 - 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと
- など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間を在留する外国人をいい、在留カードを所持している者。

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書／在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合）／住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手續に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税、住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書／技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書／技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

主な提出書類		特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合）／住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

届出・報告一覧（受入れ機関①）

種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随時 特定技能雇用契約に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であって、雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は、雇用条件書を併せて添付すること。
2	随時 支援計画変更に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は 地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参 又は 郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画を変更したときは届出が必要。 ・なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であって、支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・支援責任者又は支援担当者が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随時 支援委託契約に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。 ・なお、支援委託契約の内容の変更であって、当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随時 受入れ困難に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

届出・報告一覧（受入れ機関②）

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
5 随時	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能外国人への暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反などがあった場合は届出が必要。
6 定期 (四半期ごと)	受け入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れている特定技能外国人の数、特定技能外国人の身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍等）、活動日数、活動場所、業務内容等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。
7 定期 (四半期ごと)	支援実施状況に係る届出書	受け入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 届出対象期間内に、支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 支援計画に変更があった場合は、受け入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 非自発的離職者を発生させた場合は、受け入れ機関からの受け入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8 定期 (四半期ごと)	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。 報酬の支払状況については、賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

届出・報告一覧（登録支援機関）

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1 随時	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2 随時	支援業務の休止又は廃止に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3 随時	支援業務の再開に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	再開予定日の1か月前	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4 定期 (四半期ごと)	支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）		翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の一定の外国人に「**特定活動**」(就労可)を付与

【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されるところ、「技能実習2号」修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者も含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

【特例措置の内容】

○ 対象者

「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する者

○ 許可する在留資格・在留期間: 「特定活動(就労可)」、4月(原則として更新不可)

○ 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)

- ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
- ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
- ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
- ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
- ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除に対応するものであること
- ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
- ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【想定される手続の流れ】

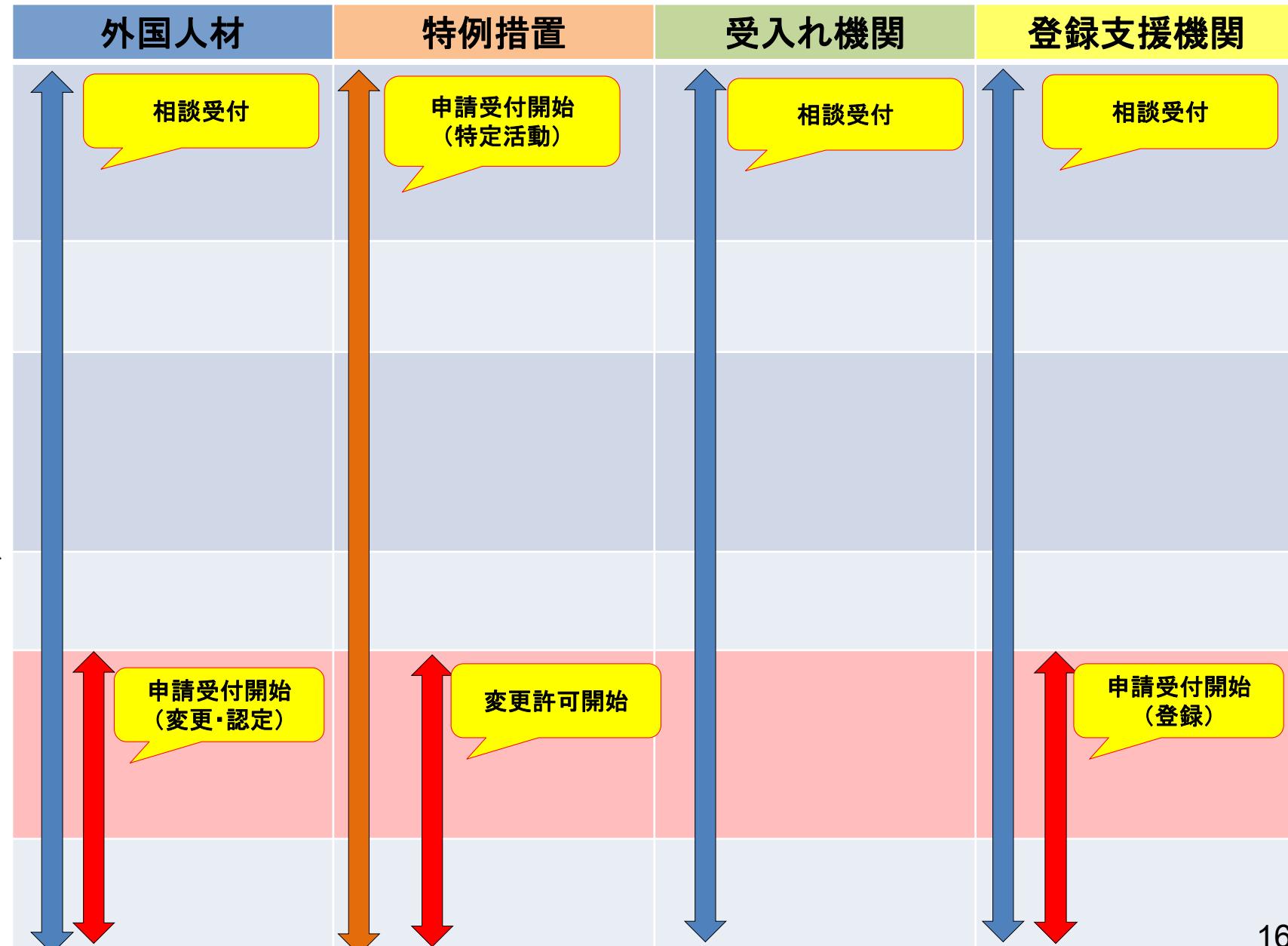
2019年9月末日までに従前の在留期間が満了予定

⇒ 就労継続を希望する場合、「特定活動」への変更許可申請(3月1日以降) ⇒ 4月1日以降、変更許可(在留期間4月)

⇒ 準備でき次第、「特定活動」から、「特定技能1号」への変更許可申請

⇒ 所定の基準に適合すれば、「特定技能1号」への変更許可 (※ 「特定活動」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)

※ 2019年3月末までは、「特定活動(就労不可)」(4月)への在留資格変更が可能



参考資料

- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要 ①
- ・分野別運用方針について(14分野) ②
- ・技能実習と特定技能の制度比較(概要) ③
- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について ④
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について ⑤
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先 ⑥
- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の主な施策 ⑦
- ・地方で就労することのメリット ⑧
- ・優良事例(建設, 造船, 農業) ⑨

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

►特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

►人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

►受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

►国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

►国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

►人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

►治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

►1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

►雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

►基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

分野別運用方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項		
		受入れ見込 数(5年間の 最大値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能 評価試験 (仮)等	日本語 能力判定 テスト (仮)等 (上記に 加えて) 介護日本 語評価試 験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリー ニング	37,000人	ビルクリー ニング分野 特定技能 1号評価試 験	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経 産 省	素形材 産業	21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試 験(仮)	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム ・陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械 製造業	5,250人	製造分野 特定技能 1号評価試 験(仮)	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・工業包装 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 〔18試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電 子情報 関連産業	4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試 験(仮)	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・溶接 ・工業包装 ・塗装 〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

分野別運用方針について(14分野)

分野	人手不足状況 受入れ見込 数(5年間の 最大値)(注)	人材基準		従事する業務	雇用 形態	その他重要事項	
		技能 試験	日本語 試験			受入れ機関に対して特に課す条件	
国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試 験(仮)等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ／表装 <p>[11試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用 工業分野 特定技能 1号試験 (仮)等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て <p>[6試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車 整備	7,000人	自動車整備 特定技能評 価試験(仮) 等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 <p>[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	航空分野技 能評価試験 (空港グラン ドハンドリング又 は航空機整備)(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) <p>[2試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 <p>[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

分野別運用方針について(14分野)

分野	人手不足状況 受入れ見込 数(5年間の 最大値)(注)	人材基準		その他重要事項			
		技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件	
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮)	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力をうる登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業)(仮)	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品 製造業	34,000人	飲食料品 製造業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト (仮)等	・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注)14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計:345,150人

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係性について(1／4)

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
さく井	パーカッショ式さく井工事	建設(さく井工事)
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	建設(板金)
	内外装板金	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	建設(冷凍空気調和機器施工)
建具製作	木製建具手加工	建設(建具製作)
建築大工	大工工事	建設(大工工事)
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)
とび	とび	建設(とび)
石材施工	石材加工	
	石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)
左官	左官	建設(左官)
配管	建築配管	建設(配管)
	プラント配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(熱絶縁施工)
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)
	カーペット系床上げ工事	
	鋼製下地工事	
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設(サッシ施工)
防水施工	シーリング防水工事	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	建設(ウエルポイント施工)
表装	壁装	建設(表装)
建設機械施工	押土・整地	建設(建設機械施工)
	積込み	
	掘削	
	締固め	
築炉	築炉	

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係性について(2／4)

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工・安全衛生))
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイヤツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係性について(3／4)

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業 (鋳造)	産業機械製造業 (鋳造)	
	非鉄金属鋳物鋳造			
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業 (鍛造)	産業機械製造業 (鍛造)	
	プレス型鍛造			
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業 (ダイカスト)	産業機械製造業 (ダイカスト)	
	コールドチャンバダイカスト			
機械加工	普通旋盤	素形材産業 (機械加工)	産業機械製造業 (機械加工)	造船・船用工業 (機械加工)
	フライス盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)	造船・船用工業 (鉄工)
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)
めっき	電気めっき	素形材産業 (めっき)	産業機械製造業 (めっき)	電気・電子情報関連産業 (めっき)
	溶融亜鉛めっき			
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)		
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 (仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	造船・船用工業 (仕上げ)
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)	
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)
電気機器組立て	回転電機組立て		産業機械製造業 (電気機器組立て)	造船・船用工業 (電気機器組立て)
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	開閉制御器具組立て			
	回転電機巻線製作			
プリント配線板製造	プリント配線板設計		産業機械製造業 (プリント配線板製造)	電気・電子情報関連産業 (プリント配線板製造)
	プリント配線板製造			

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係性について(4／4)

7 その他(14職種26作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
家具製作	家具手加工				
印刷	オフセット印刷				
製本	製本				
プラスチック成形	圧縮成形	産業機械製造業 (プラスチック成形)	電気・電子情報関連産業 (プラスチック成形)		
	射出成形				
	インフレーション成形				
	プロー成形				
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗装	建築塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	電気・電子情報関連産業 (塗装)	
	金属塗装				造船・船用工業(塗装)
	鋼橋塗装				
	噴霧塗装				造船・船用工業(塗装)
溶接	手溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	電気・電子情報関連産業 (溶接)	
	半自動溶接				造船・船用工業(溶接)
工業包装	工業包装		産業機械製造業 (工業包装)	電気・電子情報関連産業 (工業包装)	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き				
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鋳込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ				

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	航空(空港グランドハンドリング)		
	航空貨物取扱			
	客室清掃			

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注) 平成29年11月1日から対象職種に追加

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装

4 産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プラスチック成形	プリント配線板設計 プリント配線板製造
塗装	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
溶接	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
工業包装	手溶接 半自動溶接

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プラスチック成形	プリント配線板設計 プリント配線板製造
塗装	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
溶接	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
工業包装	手溶接 半自動溶接

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	押土・整地作業
建設機械施工	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁装作業

7 造船・舶用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
	治工具仕上げ作業
仕上げ	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
	普通旋盤作業
機械加工	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
	回転電機組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援

10 宿泊

職種名	作業名

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
	節類製造
加熱性水産加工	加熱乾製品製造
食品製造業	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩藏品製造
食品製造業	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 (内線:2737)
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 総務課、【2019年4月以降】審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査部門、【2019年4月以降】就労審査第二部門	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114

官署名	住所	連絡先
大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412(代)
高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

[参考:法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能の創設」等)」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(造船・舶用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

(建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線:6147,6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那霸市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(素形材産業分野)

	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689
経済産業省製造産業局		

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食料品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所、11言語対応）【20億円】
- 一元的相談窓口・情報提供、通訳の配置、多言語翻訳アプリの活用
- 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡ 外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
- 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡ 医療、事件・事故、教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による特定技能外国人の受け入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡ 新たな外国人材受け入れに対する地域の受け入れ環境整備等を支援し、地域の持続的発展につなげる

生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
- 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
- 住宅確保のための環境整備・支援
- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡ 生活サービスの改善を図る

日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受け入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
- 日本語能力に関する試験結果等の公表義務、情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡ 日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

日本語教育、外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡ 我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

社会保険への加入促進等

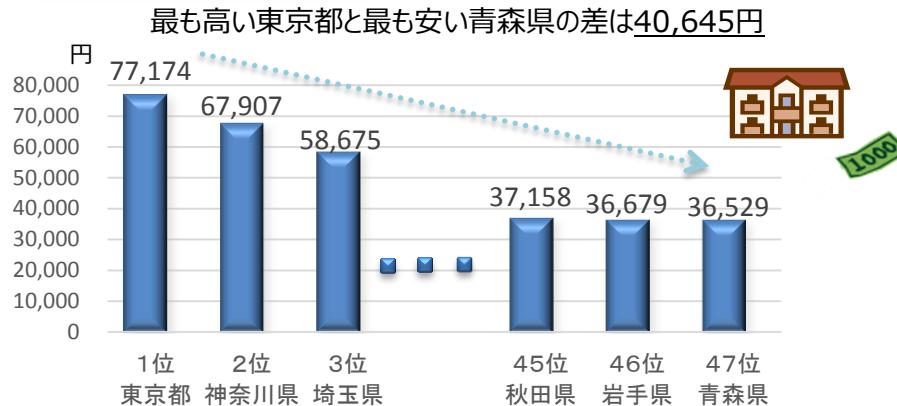
- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
- 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡ 受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

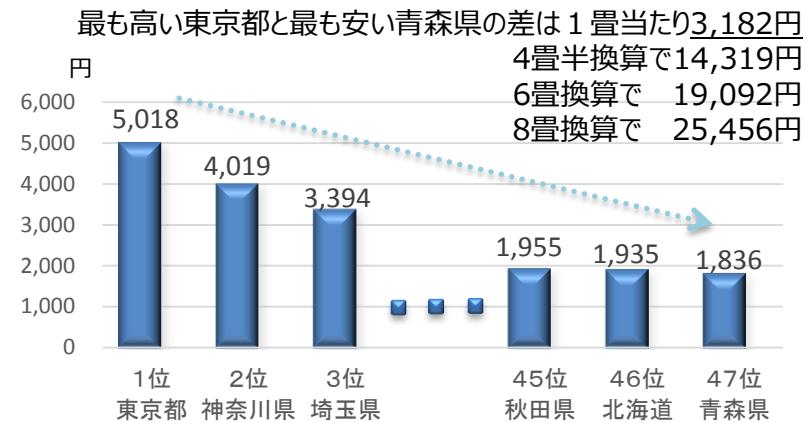
- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
- 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡ 外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

地方で就労することのメリット

1か月当たり家賃



1畳当たり家賃

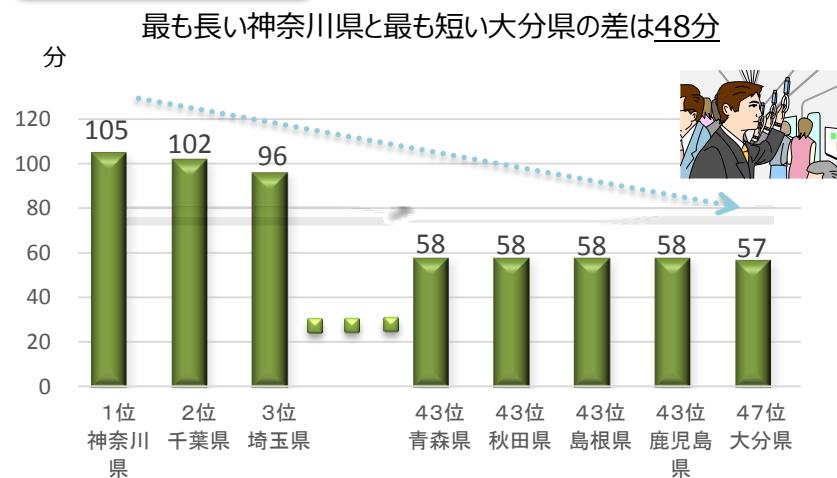


生活費



※生活費は食料、光熱・水道、被服及び履物、保健医療の合計

通勤・通学時間



先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・本社所在地：東京都
- ・許可業種：建築・土木工事業等
- ・売上高：315億円（H30年度）
- ・外国人就労者の受け入れ開始：H28年度より
(H31年1月末現在：就労者4人、実習生36人を受け入れ)

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 日本での経験が浅い技能実習生について、現場での指示に対する理解不足が生じないよう、組織編制を「1号又は2号技能実習生 + 3号技能実習生又は外国人建設就労者 + 日本人指導者」とし、先輩の技能実習生等が意思疎通をフォローできるようにしている。
- ✓ 寮では、ベトナム人による運営委員会が月1回開催され、生活しやすい環境整備を自ら協議。この結果に対し、会社が支援している。（食事内容の見直し、近隣清掃、日本語勉強会、イベント開催など）
- ✓ 春・秋のバスターやバーベキュー、忘年会、テトの時期に合わせた新年会、尼さんによる説法などのイベントを開催し、コミュニケーションの活性化や互いの文化理解の促進を図っている。

外国人建設就労者受入制度に対する 受入企業の評価

- ✓ 技能実習生の中には優秀で熱心な者もあり、技能実習時に身に付けた技能や日本語を、引き続き日本の建設現場で発揮してもらえる機会があることは良い。
- ✓ 建設技能者については、数年で一人前になることが困難であるという実態踏まえると、技能実習生として来日した外国人にとっても、母国へ帰国するまでにより高い水準の技能を身に付けられるチャンスがあるという点で歓迎されていると思う。

受入先におけるキャリアパスの例

- ・4ヶ月間 母国ベトナムで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
- ・1ヶ月間 国内で法定の研修（日本語、生活一般、労働関係法令等）
- ・1ヶ月後※ 技能実習生として型枠工事作業に従事
- ・3年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き型枠工事に従事
- ・4年後※～ 現場の班長として、5人程度の若手を指導監督
- ※技能実習生としての初入国以後の年月

就労者の紹介



ベトナム人男性
(29歳)



【コンクリートを流し込むための型枠を組む作業の様子】

- ・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- ・保有資格：技能検定基礎2級、玉掛け技能講習、丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育など
- ・日本語検定：N2級
- ・高い技能を有し、現場で作業チームのリーダーを担当
- ・職長の指示を技能実習生に説明する他、寮において日本語教室の講師の役割も果たす

本人の声

- ✓ 来日時は外国語を使っての仕事は非常に困難であったが、諦めずに日本語勉強し続けてきた
- ✓ 身につけた技能を活かし引き続き日本で働きたい
- ✓ 将来的にはベトナムの経済発展に役に立ちたい

受け入れ先における給与体系のイメージ

⑨-1

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・技能実習生 1年目 約16.7万円 | ↓ |
| ・外国人建設就労者 1年目 約19.2万円 | (資格取得、勤務態度等に対する評価含む) |
| ・外国人建設就労者 2年目 約19.4万円 | ↓ |

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：大工、とび・土工工事業
- ・売上高：2億円（H29年度）
- ・外国人材の受け入れ開始：H 24年度より
(H31年1月末現在の受入数：外国人建設就労者4人、技能実習生8人)

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 社内では、技能実習生や外国人建設就労者などの外国籍の人材も、日本人と対等な関係であるべきという基本概念をベースにし、互いに協力しながら同じ仕事にあたる同僚であるという考え方をもつよう、共に努力している
- ✓ 仕事で頻繁に使用する単語について、ひらがな、ローマ字、英語による表記のリストを作成し、定着のためのテストを繰り返し実施している
- ✓ 地域行事やボランティアを通じて、日本の風習や地域住民との相互理解を深めるきっかけとしている

外国人建設就労者受入制度に対する 受入企業の評価

- ✓ この制度によって、優秀な人材に成長した技能実習修了者とより長い期間共に働くことは、教える側にとっても、教わる側にとっても技術向上へのモチベーションが高くなっている。また、人材不足が激化するこの業界においては、同僚が増える唯一の望みと安心する職長もいる。
- ✓ 外国人建設就労者受入事業は2020年度までの時限的な措置であり、また在留期間も最長3年と区切られているが、企業も本人も希望する場合、引き続きの在留が認められる措置があると良い。

受入先におけるキャリアパスの例

- ・1か月間 母国フィリピンで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
 - ・1か月間 国内で、日本語・日本の風習・生活様式（特にゴミの分別）等の研修
 - ・2か月後※ 技能実習生として型枠工事の組立・解体作業に従事
 - ・3.5年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き同作業に従事
 - ・3.8年後※～ 現場のサブとして、4人程度の若手を指導
- ※技能実習生としての初入国以後の年月

就労者の紹介



フィリピン人男性
(30歳)



【鋼製型枠を鉄筋上に取付ている作業風景（左が外国人材）】

- ・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- ・保有資格：職長・アーク溶接・低圧電流・研削砥石・丸のこ
- ・日本語検定：N3級
- ・鋼製型枠を組立・取付・解体する業務に従事
- ・同等の実務経験を有する日本人技能者よりも、高い技術力を有し、職長のサブとして現場をまとめている

本人の声

- ✓ 来日前の目標はお金を稼ぐことだったが、今では、自分の経験・培った技能を活かし、誰かの役に立つ人になりたいと考えている
- ✓ 仕事だけでなく、地域の福祉施設でのイベントへの参加を通じ、地域の皆さんとの笑顔があふれることが嬉しい

受け入れ先における給与体系のイメージ

⑨-2

- | | |
|--------------------|---------|
| ・技能実習生 | 約15万円程度 |
| ↓ | |
| ・外国人建設就労者（特定活動）1年目 | 約26万円程度 |
| ↓ | |
| ・職長（サブ）に昇格 | 約29万円程度 |

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・本社所在地：山形県
- ・許可業種：とび・土工工事業
- ・売上高：44億円（H29年度）
- ・外国人材の受け入れ開始：H12年度
(H31年1月末現在の受入数：外国人建設就労者4人、技能実習生17人)

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 現地ベトナム建設企業との人材育成等に関する提携を通じて、外国人材に対するきめ細やかな人材育成や人事評価を実現するとともに、日本滞在の前後を含めたキャリアパスや、資格取得インセンティブ給等を示すことで、技能習得や資格取得のモチベーション維持を図っている
- ✓ 外国人材についても、社内の技能大会に参加させ、技能を身に付けた者には現場でグループのリーダーとしての役割を与えるなど、日本人の技能者と同様の待遇としている
- ✓ 福利厚生として、寮を整備するとともに寮費を低額に抑えるとともに、1週間程度の帰省制度を設け外国人建設就労者には旅費を支給している

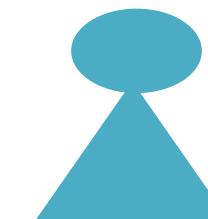
外国人建設就労者受入制度に対する 受入企業の評価

- ✓ 高度な建設技能を身に付ける点、1級技能検定・大型自動車免許取得、また、互いの文化を理解するという点においても、技能実習期間（3～5年）に加えてより長期の在留期間が認められる制度があることは良いと考える。
- ✓ 受入企業にとっての技能者育成の観点や、外国人材にとっての就労意欲の維持の観点からも、日本入国前後を含めたキャリアパスを描けることが大事

受入先におけるキャリアパスの例

- ・3月間～ 母国ベトナムで語学研修及び建設企業内での建設技能習得（技能実習生としての来日前）
- ・1月間 国内で集合教育による日本語や日本生活の基礎知識の研修
- ・1か月後※ 技能実習生としてコンクリート圧送作業に従事
- ・3年後※ 母国建設企業に戻り、コンクリート圧送業に従事し、大型自動車免許取得、オペレーターに昇格
- ・5年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き同作業に従事
- ・5年後※～ 実習生リーダーとして5～8人程度の若手を指導、現場のサブとして他社作業員との共働を行う
※技能実習生としての初入国以後の年月

就労者の紹介



ベトナム人男性
(29歳)



【圧送ポンプを利用して型枠内にコンクリートを打ち込むところ】

- ・外国人建設就労者としての経験31ヶ月
- ・保有資格：技能検定3級（2級受験済み）
- ・日本語検定：N2級
- ・生コンクリートをポンプを使って流しこむコンクリート圧送の業務に従事
- ・高い技能・日本語能力を有し、職長を支えるサブとして現場打合せの補佐、技能実習生への指導等も行う

本人の声

- ✓ 技能だけではなく、日本語も覚えて、職長レベルになることを目指している
- ✓ 一緒に働いている技能実習生の良きリーダーになりたい
- ✓ 日本の文化を学ぶとともに、ベトナムの文化を伝えていきたい

受け入れ先における給与体系のイメージ

⑨-3

- | |
|--|
| 実習生 1年目 平均支給額24.5万円
(基本給14.8万円) |
| 外国人建設就労者 1年目 平均支給額31.5万円
(基本給16.6万円) |
| 外国人建設就労者 3年目 平均支給額34.0万円
(基本給17.0万円 + 資格級0.7万円) |

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

・企業名：造船所A社 ・所在地：四国地方等
・外国人就労者の出身国：中国

受入企業の取り組み、工夫 ~地方ならではの快適な生活環境を提供~

- ✓ 専用の寮を新設。地方ならではの広い敷地を活かし、充実した施設を安価に提供。
 - ・6畳個室。家族と連絡が取れるようインターネット完備。
 - ・昼食無料、自炊も可能。
 - ・仲間と運動を楽しめるよう卓球場、ビリヤード室、トレーニングジムを完備。
 - ・これらの設備を備えた寮を15,000円/月で提供。
- ✓ 便利な立地
 - ・車がなくても生活に困らないよう、大型ショッピングセンターまで徒歩10分の好立地。
 - ・近隣にグラウンド。サッカーやバスケットボールが楽しめる。
- ✓ アットホームな環境
 - ・社員旅行/夏の慰労会等を開催。
 - ・旧正月・中秋節等には、プレゼント配布。
- ✓ 充実した生活サポート
 - ・通訳が24時間体制で常駐しており、支障なく生活できるよう生活面でもサポート。
 - ・実習生向けの社内報を毎月1回発刊。（日本・中国の情報発信など）



自炊可能な台所



寮には卓球場・ビリヤード場・
トレーニングジムを完備



清潔な個室



自転車マナー教育



日帰り観光 (USJ)



新設した外国人専用の寮 (外観)

造船所A社で働く中国人の声

- ✓ 造船所では溶接の仕事をしています。先輩の指導のおかげで、今では殆どの作業を一人でこなしています。
- ✓ 私達の住んでいる寮です。快適に過ごしています！
- ✓ 休日には卓球場やトレーニングジムで体を動かします。
- ✓ 作業服や昼食を無料にしてくれており、助かってます！！
- ✓ 通信費・水光熱込みで寮費15,000円であり、その分、給料の多くを仕送りに充てられます。



寮懇親会の様子



溶接作業の様子

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 1ヶ月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 1ヶ月間 … 国内の研修
- ✓ 1ヶ月後 … 技能実習生として溶接作業に従事
- ✓ 36ヶ月後 … 造船特定活動の就労者として従事
- ✓ 24ヶ月後 … 現場の班長として10人の若手を指導
- ✓ 将来 … 特定技能1号で来日予定あり

就労制度に対する受入企業の評価

⑨-4

- ✓ 世界最大級の大型コンテナ船プロジェクトへの本格参入を果たした当社にとって、造船特定活動は、建造工程の円滑化・安定化に大きな貢献を果たした制度と言える。結果として、日本人雇用の安定継続にもつながっている。
- ✓ 新たな「特定技能」制度は、技術力の高い日本において、より高度な技能をより長く身につけることができ、外国人実習生等からも歓迎される制度になろう。

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・企業名：造船所B社
- ・所在地：九州地方等
- ・外国人就労者の出身国：ベトナム

受入企業の取り組み、工夫 ~地方都市で充実した就労環境を整備~

- ✓ 細やかな安全指導・技能指導
 - ・ベトナム人就労者が安心安全に働くことができるよう、常勤ベトナム人通訳スタッフが安全面の指導をアシスト。
 - ・日本人技術者だけでなく、先輩ベトナム人就労者が実習生を細やかに技術指導・アシスト。先輩就労者は自覚と気概を、実習生は安心感をもって仕事にあたっている。
- ✓ 日本語の習熟
 - ・常勤ベトナム人通訳スタッフを各事業所に配置して、日本語講習を指導・実施。
 - ・自主的な上達を促すため、日本語資格習得者への報奨金制度を用意。
 - ・実習生全員に、来日する前6ヶ月の日本語教育を企業負担で実施。
- ✓ 就労状況等のフォローアップ
 - ・会社スタッフとの面接相談を定期的に実施（3ヶ月毎）
 - ・常勤ベトナム人通訳スタッフが日本での生活や職場に関する相談に丁寧に対応
- ✓ 職住近接
 - ・地方都市のため、職場の近くに寮があり便利。
 - ・安い寮費で住まいを提供している上、自転車を無償貸与するなど通勤にも配慮。



会社スタッフによる面談



安全教育講習に臨む実習生



工場に近接する寮（外観）

造船所B社で働くベトナム人の声

- ✓ 造船特定活動による就労者として、溶接作業に従事しています。B社での技能実習の経験があるので、今の仕事には直ぐに慣れました。
- ✓ 分からないことがあれば、現場の指導者の方が通訳スタッフの助力も得て、現場でしっかり教えてくれます。
- ✓ 会社の方との面談では親切に相談に乗ってもらえるので、助かっています。
- ✓ 日本語は少しづつ上達していて、若手実習生をフォローすることもあります。
- ✓ 宿舎は改装されてキレイで、光熱・通信費込で2万円です。職場にも近く、快適な生活を送っています。
- ✓ 自転車も無料で貸してもらえるので、買物や観光に便利です。

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 6か月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 2か月間 … 国内で技能・安全・日本生活等の研修
- ✓ 来日2か月後 … 技能実習生として実地溶接作業等に従事
- ✓ 1号・2号実習(合計36か月)修了時
 - … 溶接技能評価試験専門級試験受験
- ✓ 一時帰国、再入国後 … 造船特定活動の就労者として従事
- ✓ 特定活動終了後 … 特定技能1号として従事（予定）
 - （総合評価で班長への道も）

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 造船特定活動により、外国人材は実習で学んだ技能を実務の多様な場面で実践でき、人材確保で苦慮している受入企業の現場にとっても有益な制度。
- ✓ 新たな受入制度「特定技能」により、作業を主導するリーダーや班長となれる力量を持つ者も出てくると考えられる。更なる技能の向上により、母国産業と我が国産業双方の発展に寄与することが期待される。

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

・企業名：造船所C社 ・所在地：中国地方
・外国人就労者の出身国：フィリピン

受入企業の取り組み、工夫～**地元企業の強みを活かして地域交流、余暇の充実に取り組む～**

✓ 余暇の充実

- ・クリスマス会、バスケットボール大会などのイベントや、遊園地でのレクリエーションを行い、日本での生活を楽しんでもらえるよう工夫している。外国人同士、外国人と日本人同士の交流が深まり、チームワークの醸成にもつながっている。
- ・実習生の母国で人気のあるバスケットボールのコートを整備した。

✓ 地域交流の充実

- ・地元企業の強みを活かして、運動会やお祭り、花火大会、マラソン大会等様々な地域の行事に受け入れてもらっている。また、地域清掃活動にも参加して、地元に貢献している。こうした活動を通じて、地元住民との相互理解を深め、住み心地の良い環境づくりにもつながっている。

✓ 充実した生活サポート

- ・母国の家族との連絡が取りやすくするため、無料WI-FIを設置
- ・外国での生活の負担軽減のため、社内、寮での定期面談、母国語相談を実施。



バスケットコートの整備



地域行事への参加



地域清掃活動への参加

造船所C社で働くフィリピン人の声

- ✓ 仕事は楽しいと感じています。
- ✓ できれば、もっと長く（あと5年くらい）日本で働きたいと思っています。
- ✓ 社員寮の生活環境は充実しています。無線LANが整備されているので、いつでも母国の家族と連絡が取れます。
- ✓ 会社の施設として、工場の直ぐ近くにバスケットボールのコートがあります。フィリピン人はバスケットが大好きなので、とてもありがとうございます。
- ✓ 日本は法律やルールがしっかりと整備されているので、安心して生活できます
- ✓ 寮費は電気水道代込みで18,000円と安めで、家族のために貯蓄しています。
- ✓ 作業服、防寒着、安全靴等は会社が支給してくれます。

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 入国前 2か月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 入国後 1か月間 … 国内で日本での生活習慣・日本語の研修
- ✓ 上記研修後 … 技能実習生として塗装作業に従事
- ✓ 3 6か月以降 … 技能実習生3号として熟練塗装員として従事
(予定)

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 実習生の中には優秀な者も多数おり、実習の成果がその後も日本で発揮できる制度は外国人材・企業双方にとっても望ましい。
- ✓ 造船業は数年で技術の習得が困難な部分もある為、長期での技能習得はより高いレベルを得る良い機会になると思われる。

酪農

【受入れ経営体概要】（平成30年11月現在）

所在地：北海道

従業員：正社員8名、技能実習生4名、パート等4名

経営規模：乳牛980頭

（年間生産生乳量は1ℓパック500万本分）

【実習生の状況】

受入れ開始：平成27年6月（フィリピンより）

現在は全員女性、20歳代、手取り給与額13万円程度

【受入れ経営体の取組】

- ・採用時は現地で直接面接
- ・実習生用の社宅（2棟6名分）を整備（整備費は約5,000万円）
- ・「家族と同様に接する」をモットーに、休日は近隣の観光、宴会などに連れ出している



「給料はよく部屋も快適で、仕送りにより家族がトラクタやバイクを購入した」と語る実習生（右）



実習生が住む社宅
個室でキッチン・居間8畳、寝室、風呂・トイレを完備



日本国旗と実習生のフィリピン国旗を牧場事務所前に掲揚

畑作・野菜

【受入れ経営体概要】（平成31年1月現在）

所在地：香川県

従業員：正社員4名、技能実習生10名、パート等2名

経営規模：55㌶（レタス、ネギなど）

社長（中央）の指導の下、レタス畠で活躍しているインドネシア人の実習生ら



【実習生の状況と受入経営体の取組等】

- ・平成16年から受入れ（インドネシアより）
- ・人事・昇給制度等の待遇も日本人正社員と同等
- ・女性実習生（実習3年目）を作業部門の責任者に登用
- ・受入れにより経営規模の拡大、労務管理の改善を実現
- ・販売高は受入れ前の10倍に

【受入れ経営体・監理団体・地域の取組】

- ・受入れ経営体の元技能実習生がインドネシアに戻って送出機関を作り、連携
- ・地域農家20戸が平成23年に自らで監理団体を組織
- ・地域の行事等への参加を促す、祭りでインドネシアの歌を合唱する、など意識的に接点づくりに取り組む

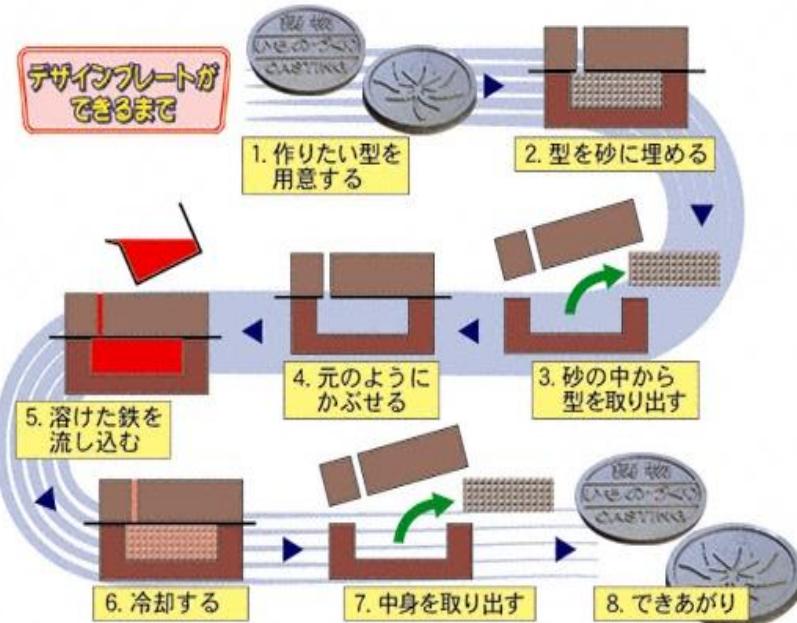
外国人材の受入に向けた 日本鑄造協会の取組について

政42 4件37

1. 鋳造産業とは

- ◆ ど 「金属を溶解して型に流し込み、部品・製品を製造する製法」
- ◆ 金属部品・製品を複雑な形状で安価に製造できる どき
- ◆ 。 幅広く様々な産業で活用 で れ) 同 がり と
でかる。 は地 。 は 。 られ
- ◆ にな。 各々の専門性に基づく多種多様な技能が必要

鋳物製品の製造工程
(例: デザインプレート)



主な鋳物製品



2. 鋳造産業の現状

◆ どアなきとる。どる
大多数(7割以上)んもでれ

と 411 は き 2 。41 き 88 6

◆ 人手不足は年々強まっており。 政41 は 3

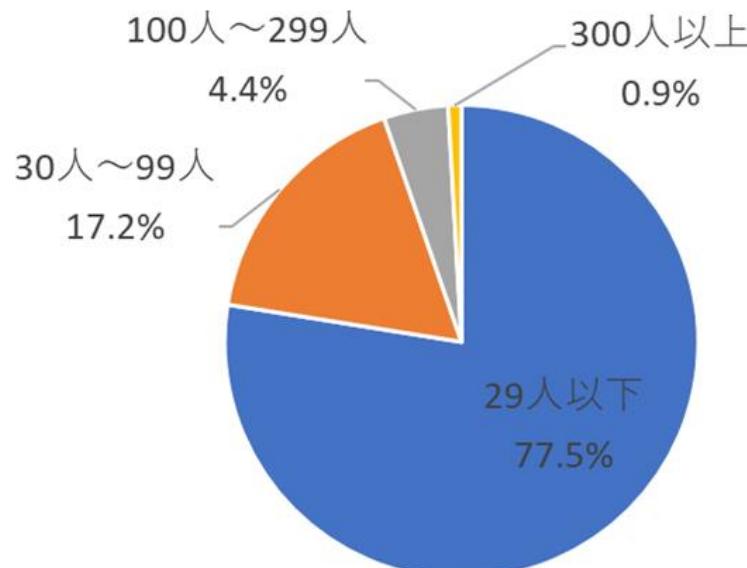
従業員30人未満の小規模事業者が

き 2 。41

き 88 6

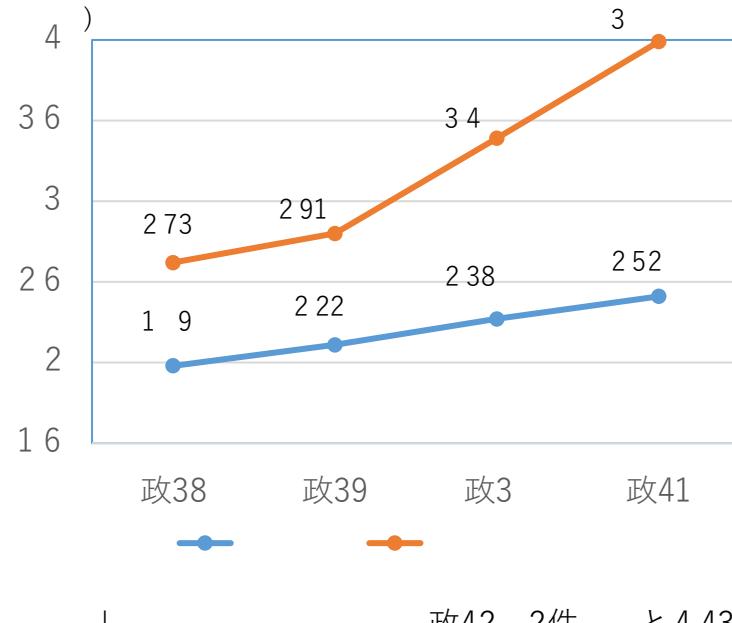
3

銑鉄鋳物製造業における
従業員規模別事業所数



平成28年工業統計（産業別統計表）

有効求人倍率
(金属材料製造等)



※「金属材料製造等 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業)」に「鋳物製造工」が含まれることから、これを鋳造産業に従事する労働者の職業と見なす。

3. 鋳造産業における生産性向上・国内人材確保の取組

◆ 成とは長年にわたり様々な取組ん針もで。きれどがり。業界全体で知恵を持ち寄って、きんもでかる今後もさらに取組を続けていく。

生産性向上に向けた取組

◇自動化・省エネ化・効率化推進

」ミードアナルー(同
倍速はとルーには
ジリ索(ス
ス
ん
4ルダード。
ど実は
ト一ダは

◇人材育成

)3121 .47
ガロス)3118 .41 - ダージ
ガロス —)3125 .35
) は合
と 2111

国内人材確保に向けた取組

◇女性・高齢者の雇用促進

• どでは索(ス
動は
は地にな
• は
成倍速削(ス
はにな削(ス
と地

◇取引適正化

•)取同は索
は
ドは。はにな
• ジムロージドは削政
• は
) 25と。642き

4. 鋳造産業における技能実習生との共生に向けた取組

- ◆ と。 と 。 れ き 地域において生活を送る
上で様々なサポートん で
- ◆ ん 。 。 と で れ

地域における技能実習生

は は は取に
は ん 。 は ん
—毎週の日本語教育は
。 は 会。 整
は
。
—社員（組合）旅行や忘年会などへの招待



※組合主催の合同社員旅行（東京観光）の様子

実習後の技能実習生の活躍

◇受入れ企業はベトナム現地工場に就職し。
現場はルーターとして活躍
(31代～41代)



◇中国は鋳造企業に就職し。幹部職員
(工場長等)として活躍
(41代～51代)

◇中国に赴出していれ日系企業に就職し。
即戦力として活躍
(31代～41代)

5. 新たな在留資格の活用にあたって

◆ と 。 従事する外国人材との共生に向けた取組を進め
ていく。

心の交流

は
は



※社内忘年会の様子

倍
ん
には



自治体との連携

は
。
に
は



※技能実習生と市、町内会との交流会の様子

。 軽
ん にきり。
レーレ は ん
は



※市主催のごみの分別講習会の様子

地域間連携

は
れ
れ
ん
と 政
になど。
れ



き
になは
で れ
ん

人手不足の状況と外国人材の 受入れに関する取組について

平成31年3月26日
株式会社 西島製作所

1. (株) 酒島製作所について

- ・創業 1919年（大正8年）創業
- ・従業員数 1,900名（連結）／1,151名（単体）（2019年3月1日時点）
- ・売上 453億81百万円（連結）／370億8百万円（単体）（2017年度）
- ・事業内容 暮らしのライフラインを支えるポンプ製造とサービス事業を展開



上水道用ポンプ



下水道用ポンプ



工場向けポンプ



海水淡化用ポンプ

2. 人手不足の状況

- これまで工業高校、高専卒業生が担ってきた「現業部門」で求職者数が減少。
←若者の総数の減少、「体力勝負」の職場を志向する若者の率の低下
 - 今後、日本企業が成長し得るフィールドは海外市場。海外でも活躍できる優秀な人材の確保が企業戦略上も重要。

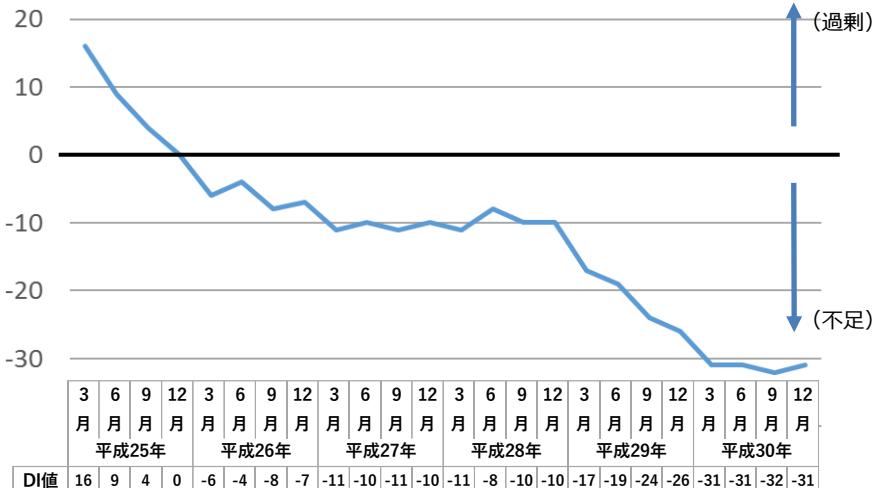
3. 生産性向上、国内人材確保の取組

- 生産性向上の取組：機械加工・組立工程への設備投資（自動化・省力化、納期の短縮）。
 - 国内人材確保の取組：従業員の待遇改善（賃上げや福利厚生の充実）。
 - ⇒ シニア人材については、心身共に健康であれば実質無制限で雇用を延長。
 - ⇒ 社内託児所を設置。育児休暇等の「ファミリーサポート休暇」活用を奨励。

4. 技能実習生の状況

- 西島製作所では、過去19年間で累計90名近くの技能実習生を受け入れ。
 - 技能実習修了生の約3割は、西島製作所の海外拠点（インドネシア、中東）で活躍
 - その他の技能実習修了生も、海外現地企業や日系企業で、技能実習で学んだ「鋳造」や「機械加工」の技能を活かして製造業に従事。

【参考】産業機械製造業の雇用人員DI



出典：日銀短観・雇用人員DI（はん用・生産用・業務用機械製造業の数値）

(参考) 技能実習生が働きやすい環境づくり

ソフト面での取組

- 担当職員による生活サポート体制の構築
(病院への付き添いや役所での事務手続きの補助などを実施)
- 運動会、スキーツアーの開催
(日本人従業員との親睦を深めてもらうことを目的とし、会社や労働組合が開催・積極的に勧誘)



ハード面での取組

- 社員寮の完備
(日本人従業員と同じ個室を用意、専用自炊室、シャワーブースを設置)



- 社員食堂でのハラール対応食の提供、お祈り部屋の完備
(インドネシア出身者はムスリムが多いため)



電気・電子情報関連産業における 外国人材受入れ等の取組について

平成31年3月26日

一般社団法人電子情報技術産業協会

IT・エレクトロニクス産業（電気・電子情報関連産業）について

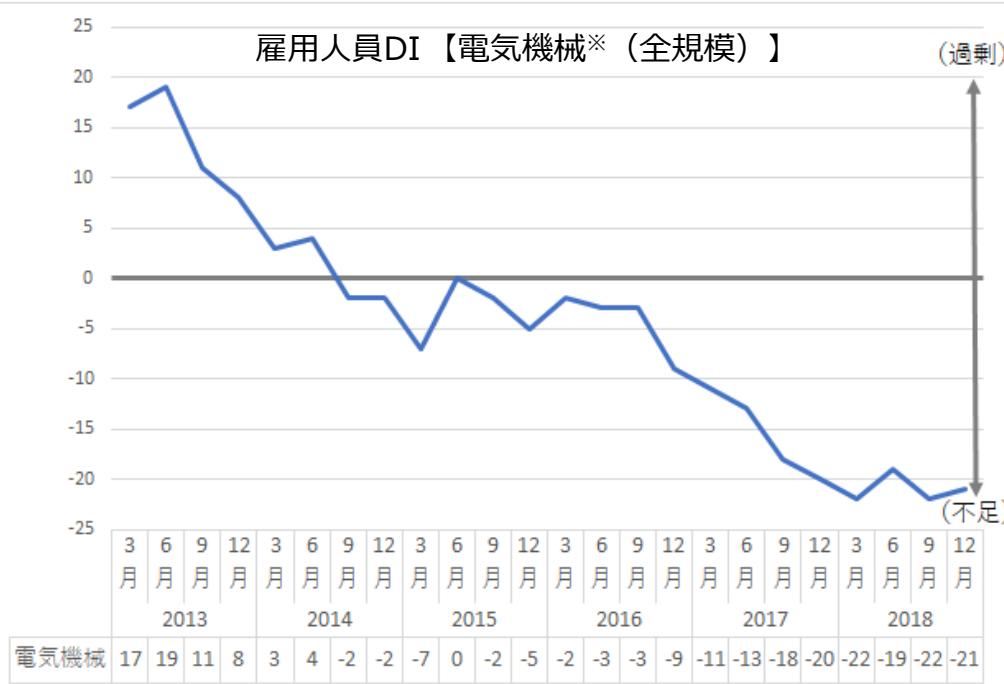
- JEITAは、電子部品、電子デバイスをはじめ、電子機器、ITソリューション・サービス等を中心とした、IT・エレクトロニクス分野の業界団体。
- IoT、ビッグデータ、AIの進展により、世界的にビジネスモデルが大きく変化。IoT社会を構成する上で、電子部品、電子デバイス等の当協会関連製品は、ますます重要な役割を担う。

名称	一般社団法人電子情報技術産業協会 Japan Electronics and Information Technology Industries Association
会員	392社/団体 [内訳] 正会員：346社/団体 賛助会員：46社/団体 (2019年3月20日現在) 本年度 会長会社 三菱電機 副会長会社 日本電気、ソニー、東芝、富士通、シャープ、日立製作所、パナソニック、横河電機、村田製作所
対象分野	<p>電子機器</p> <ul style="list-style-type: none">◎テレビ ◎映像記録再生機器 ◎撮像機器 ◎音声機器 ◎カーAVC機器 ◎放送機器 ◎無線通信機器◎無線応用機器 ◎メインフレーム ◎サーバ ◎パソコン ◎タブレット ◎ネットワークストレージ ◎情報端末◎端末装置 ◎医用電子機器 ◎電気計測器 ◎工業用計測制御機器 ◎道路交通システム機器 など <p>電子部品・電子材料</p> <ul style="list-style-type: none">◎受動部品（コンデンサ、抵抗器、トランジスタなど） ◎接続部品（スイッチ、コネクタなど）◎変換部品（音響部品、センサ、アクチュエータなど） ◎その他の電子部品（電源部品など） ◎電子材料 など <p>電子デバイス</p> <ul style="list-style-type: none">◎半導体素子 ◎集積回路 ◎ディスプレイデバイス など <p>IT ソリューション・サービス</p> <ul style="list-style-type: none">◎SI開発 ◎ソフトウェア ◎アウトソーシング など

人手不足の状況と外国人材受入等の取組について

- 白物家電や電子部品等、電気・電子情報関連産業の労働力需給に関しては、慢性的な人手不足。
 - 自動車の電動化や工場の自動化対応強化等、関連する電子部品・半導体等の需要増加により、人手不足の状況が継続すると想定。
 - IoT活用による生産工程の合理化など生産性向上の取組やシニア、女性の採用など国内人材の確保に取り組む。
 - 外国人材の受入に関しては、技能実習制度を活用。技能実習生が日本で生活し、現場で働きやすくなるような取組みを実施。

人手不足の状況



出所：日銀短觀・雇用人員DI

※電気機械の内訳

電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

生産性向上のための取組

- 改善の積み重ね、新しい生産設備の導入
 - 工場のデジタル化（見える化、状況の一元把握等）の促進
 - 革新的な新製品や技術の開発、新しい生産工程の確立
 - 自動機やロボットの導入による自動化・省人化
 - IoT、ビッグデータ、AI等の活用などによる生産工程の合理化

国内人材の確保

- ・ 社外シニア、ベテラン人材の採用強化、主婦層を含む女性採用強化
 - ・ 職場環境の整備、多様で柔軟な働き方の導入、短時間労働の活用
 - ・ 賃金引上げや福利厚生の充実化等による待遇の改善

外国人材の受入

- ・ A社では、過去10年間で約130名の技能実習生に対して実習を実施。母国に戻った後は、技能実習で学んだ「電子機器組立て」などの技能を生かし、現地製造企業等で業務に従事。
 - ・ B社では、2016年より、地方の工場で受入れを進め、総勢約260名の実習生を受入れ。今後、当社海外グループ企業工場での勤務希望者には グループ企業との面談を実施予定。
 - ・ 社内親睦会行事や日本語検定合格者への受験費用半額補助等を実施。また、生活面（食事等）においては、宗教上の配慮も実施。